

# 公益財団法人 公益法人協会

## 第32回理事会議事録

- 1 開催された日時 平成27年 9月28日(月) 15時～17時10分
- 2 開催された場所 日本工業倶楽部 5階第五会議室
- 3 理事総数及び定足数  
総数 15名、定足数 8名
- 4 出席理事数 12名  
(出席) 浦上節子、太田達男、片山正夫、金沢俊弘、岸本幸子、鈴木勝治、高宮洋一、  
田中 皓、長瀧重信、橋本大二郎、松岡紀雄、山岡義典  
(欠席) 早瀬 昇、福原義春、堀田 力  
注) 岸本理事は16時18分、報告事項(2)説明時に着席した。  
(監事出席) 谷村 啓、中田ちず子、平川純子
- 5 議案等
  - 決議事項
    - 第1号議案「『東日本大震災草の根支援組織応援基金』第三次配分先決定」の件
    - 第2号議案「(一財)日本非営利セクター認証機構(仮称)設立に係る出捐等」の件
    - 第3号議案「『番号法』施行に係る関係規程等の改定」の件
    - 第4号議案「平成26年度剰余金の処理方法」の件
  - 報告事項
    - (1) 平成28年度税制改正要望の状況
    - (2) 2016「女性の社会進出フォーラム」TIPの引受
    - (3) トヨタ財団との共催イベント
    - (4) Independent Sector 年次大会特別セッション
    - (5) 米日カウンシル・アニュアル・カンファレンス
    - (6) 収支相償及び事業変更に係る内閣府との交渉
    - (7) 公益認定取消の勧告(千葉県)
    - (8) 中国関係国際会議等
    - (9) 日本NPOセンターとの共同調査(第2弾)
    - (10) 27年度財務及び会員の状況
    - (11) 26年度決算過誤に係る処分
    - (12) 27年度上期 内部管理の状況
    - (13) その他報告
      - ① 休眠預金の動向
      - ② 新制度下の運営及び寄附等に関するWEBアンケート結果
      - ③ トップマネージメントセミナーの開催
      - ④ 次回理事会の開催
- 6 議事の経過及びその結果
  - (1) 定足数の確認等

冒頭で金沢専務理事が定足数の充足を確認し、続いて、同専務理事から本会議の議事進行について説明があった。

## (2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款に基づき太田理事長が議長となり、本会議の成立を宣した。

議事録署名人は定款52条の規定に基づき、太田理事長、金沢専務理事、谷村監事、中田監事及び平川監事とし、議案の審議に移った。

## ○ 決議事項

### 第1号議案「『東日本大震災草の根支援組織応援基金』第三次配分先決定」の件

金沢専務理事より、配分先選考に先立って実施した現地調査について報告があった。報告によると、今回は前回応募がなかった岩手県の現地団体の実情を探るべく、会員6団体を含む計9団体、事務局として役職員2名他によるチームを編成して現地を視察調査、配分先募集の説明会を行った。結果、被災地3県とその他を含め応募は46件となり、今月15日に開催した配分委員会により、配分先として17団体、一件当たり平均約40万円の助成案を選定した。被災地で心の復興・復旧、生活支援を目的に活動している団体を採択したが、子ども、母親、障がい児の生活支援及びコミュニティとの関わりを重視した配分となった。そのうち5団体は法人格をもたないが、情報公開を行っており草の根支援組織にふさわしい選定となった。また、昨年10月に行った第二次配分以降の寄附により、同基金の残高は約1,207万円であるが、そのうち684万円余を今回助成に充てることになる。以上であった。

同議案について次の質疑応答があった。

(平川監事) 配分先への助成案はすべて40万円前後だが、金額は微妙に異なり、まちまちである。金額の差異は、どのような理由によるものか。

(金沢専務理事) まず、団体からの申請金額がベースになり、その上で配分委員会が申請の内容を検分した結果によるものである。

(太田理事長) ひとつ補足説明すると、現在の残高1,207万円のうち10%は管理手数料として当協会がいただくので、今後の配分額としては都合400万円程度しか残らない計算になる。募金は1年を通して行っているが、改めて募集活動に力を入れ、来年3月には今回程度の規模による第四次配分を行いたい。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

### 第2号議案「(一財)日本非営利セクター認証機構(仮称)設立に係る出捐等」の件

太田理事長より、「非営利組織の評価・認証制度に関する準備委員会」より、(一財)日本非営利セクター認証機構(仮称)の設立発起人としての参画(名義使用)及び設立時の基本財産として30万円の寄附依頼があった旨、これまでの経緯を含めて説明があった。説明によると、同準備委員会は太田理事長が委員長を務め、昨年9月から検討会議を重ねてきたがいよいよ法人を立ち上げる時期が到来した。財団法人であるので設立時の正味財産として300万円が必要なため、資料に掲載している約30団体に発起人就任と一口30万円の基本財産への出捐を依頼中である。現在のところ、公法協を含め10団体からの出捐はほぼ可能性が高い。また、設立後5年間は十分な収益を見込めないため、その間の運転資金に見込まれる累計1億7千万程度は日本財団の助成金(補助金)で賄う。6年目以降は独立採算の経営に移り、自立する予

定である。日本初の非営利組織評価機関としての意義は大変高いと考えるので、公益法人協会が発起人として名義使用を許諾すること及び基本財産への30万円の寄附についてお認めいただきたい。以上であった。

同議案について次の質疑応答があった。

(橋本理事) この機構が評価により、徴収する料金はどれくらいか。

(太田理事長) 3年目辺りから取るつもりであるが、1件2万円。評価は2年毎に更新し、更新料は1万円。当協会では、2003年に評価認証機構構想について笹川平和財団の助成により研究・提言したが、その時は時期尚早で実現しなかった。今回は日本財団が力を入れてくれた経緯もありぜひ応援したい。

(橋本理事) 自治体のニーズは大きいと思う。介護サービス・介護施設の認証を行おうと思っても、県が評価を行うことは公平性の面で問題があった。

(太田理事長) 助成財団、行政、寄附者にとっての材料を提供する、スクリーニングの段階には使っていただけると思う。

審議の結果、原案どおり設立発起人としての名義使用を認め参画すること及び設立時基本財産として30万円を出捐することを、出席理事全員一致で可決した。

### 第3号議案「『番号法』施行に係る関係規程等の改定」の件

初めに鈴木専務理事、続いて金沢専務理事より説明があった。まず、鈴木専務理事から、当協会の立ち位置は、個人データ対象が、過去6か月のそれぞれの日において、五千件を超す「取扱業者」ではないが、個人情報保護法を根拠法とする「基本方針」及び「個人情報管理規程」をすでに制定している。したがって、今回は「同基本方針」及び管理規程を番号法にも対応できるように理事会承認により改定、その下位規程として番号法に対応するための「特定個人情報取扱規則」を定め、こちらは理事長が制定することを基本的な立ち位置としたい。ちなみに、番号法は特例の法律であるため分かりにくく、特に個人情報保護法との関係性も明確でない。個人番号自体を保護するための法律であり、使用の主な目的は税金や社会保険料支払いの管理と災害など緊急時ということであるが、それぞれ別の関係法律を参照しないと分からない。また、漏えいが危惧されるため、法律やガイドラインの中には盛んに注意事項や防止措置が盛り込まれている。続いて今回の基本方針及び管理規程の改定案が示され、個人情報保護法の個人情報と番号法の個人情報（特定個人情報）の差異に留意しつつ、基本方針と管理規程には特定個人情報に関する取扱いを加えること、また、そのハンドリングについては「取扱規則」に委ねるとの説明があった。

続いて金沢専務理事より、「就業規則」等の改定案、業務フロー図等の説明があった。うち、「就業規則」等の改定は、新たな職員等の採用時における個人番号の提出規定の追加書類と個人番号の取扱いに関する職員等の服務規定の追加を盛り込んだものである。また、先に説明があったとおり「特定個人情報取扱規則」は、理事長決定として新設するが、既存の「管理規程」等とともに10月以降ホームページで公開し、会員団体等の利便に供する予定である。以上であった。

同議案について次の質疑応答があった。

(橋本理事) 番号法の施行によって、改定が必要となるものはその管理規程、就業規則、準

職員就業規則の3つという理解でよいか。

(鈴木専務理事) 個人情報管理規程に関しては、その「基本方針」及び「利用目的」も含めて、ということになる。

(松岡理事) 本人から、誤った番号が告知された場合は、どうするのか。

(金沢専務理事) 通知カードと運転免許証等による本人確認を行う。例えば、外部講師の場合は、謝金年5万円以上の支払に伴う支払調書を発行するが、本人の個人番号カードと運転免許証もしくはパスポート等の写しで、本人確認を行うが、源泉徴収票に係る職員等の扶養家族の個人番号については、従業員である親がその代理人となり提出いただくことになる。この場合、扶養家族の本人確認はしない。

(橋本理事) 本人に拒否をされたらどうなるか。

(金沢専務理事) 拒否された場合は、記録に留め再度依頼を行う。拒否されると、確かに取扱事務はできなくなる。

(高宮理事) 特定個人情報を漏えいさせたことに対する、法人への罰則はどうか。

(鈴木専務理事) 漏えいしただけでは罪に問われないが、意図的、過失によるものは刑事罰が科されることになる。

(橋本理事) 職員等に対して、ICカードの携帯要請はするのか。

(金沢専務理事) 写真付きのICカードをそれぞれの個人が取得するかどうかは、法律上任意なのでそこまでは想定していないが、最低、通知カードと運転免許証等による本人確認は要請するつもりである。

(田中理事) 公法協は従来あった個人情報管理規程を改定するスタイルだが、別途新たに「特定個人情報保護規程」を定めてもよいか。

(鈴木専務理事) それは可能である。当協会ではすでに個人情報保護規程等を制定していたので、その改定となったが、形式はそれぞれの法人の事情によることとなる。

(高宮理事) 個人番号へのアプローチ権限など、取扱規則に盛り込むことが最も大変な作業になるのではないか。

(田中理事) 個人番号を知っただけでは悪用はできず、他のデータと連携しないとリスクは発生しない、と聞いてはいる。

審議の結果、規程等の改定を原案どおり出席理事全員一致で可決した。

#### 第4号議案「平成26年度剰余金の処理方法」の件

太田理事長より、26年度決算で生じた公益目的事業に係る約815万円の黒字の対応について、資料を参照しつつ説明があった。説明によると、選択肢は二つある。一つは特定費用準備資金とすること、もう一方は公益目的保有財産にすることである。当協会としては、脆弱な財務体質解消が長年の課題であり、財政基盤の強化策を中期経営計画にも盛り込んでいることから将来のための資金として積み立てたいと考えており、認定法第21条の特定費用準備資金として将来の収支変動に備えたい。以上であった。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。なお、今回の決議は公益目的事業に生じた剰余金を特定費用準備資金とすることの了承のみに止まるもので、正式決議は次回以降の理事会でなされ、年度内にその処理が行われることとなる。

## ○ 報告事項

### (1) 平成 28 年度税制改正要望の状況

金沢専務理事の報告によると、寄附金の税額控除に係る P S T 撤廃要望と奨学金の借用証書に学生が貼付する印紙の非課税措置が、内閣府の財務省への要望事項に盛り込まれた。また、後者については、内閣府は、文部科学省と連携しているが、下村文科大臣が(公財)交通遺児育英会の第 1 号奨学生であることから本件には理解を示しており、同大臣が出席した参院文教科学委員会での民主党斎藤嘉隆議員による前向き発言もあり、着実な一歩とも思える。

同報告について次の質疑応答があった。

(橋本理事) 印紙事案の根拠法は何か。

(太田理事長) 印紙税法の別表になる。現在、20 万人ほどが奨学金を借りているようだが、一人印紙代 2000 円として合計 4 億円くらいの規模である。

(田中理事) 都道府県は適用除外か。

(太田理事長) そのようである。

### (2) 2016「女性の社会進出フォーラム」TIP の引受

太田理事長より、当協会と協力関係にある米国の Fish 家族財団から、日本の非営利組織で働く女性をターゲットとして、来年 11 月に開催を予定する同フォーラムの東京開催サミットへの協力依頼があったが、内外に当協会の存在意義をアピールする絶好の機会と捉え、関係する国内数団体の支援を受けつつ(今後交渉予定)それを受諾する旨の報告があった。

### (3) トヨタ財団との共催イベント

太田理事長より、来年 1 月にトヨタ財団が主催する「アジア非営利セクター国際会議」について、共催団体として協力する旨の報告があった。

### (4) Independent Sector 年次大会特別セッション

太田理事長より、米国 Independent Sector 主催による年次大会がこの 10 月にフロリダで開催されるが、その特別セッションとしてアイリーンヒラノ女史協力の下「Linking charities in Japan」という分科会組入れを提案していたところ採択されたので、開催の予定である旨、報告があった。

### (5) 米日カウンスル・アニュアル・カンファレンス

太田理事長より、東日本大震災の被災地支援・復興、国際交流を行っている US-Japan Council(米日カウンスル)が本年 11 月に日本で開催する同会議に対して協力を行い、会員の参加を募る旨、報告があった。

### (6) 収支相償及び事業変更に係る内閣府との交渉

太田理事長より、公益目的事業の黒字に係る収支相償対応を、ホームページで 5 回に亘りシリーズとして掲載し、また、当協会相談室及びセミナーにおいても説明資料として活用する旨、また、事業変更認定申請・届け出の要否については行政庁と摺り合わせ中である旨の報告があった。

同報告について次の質疑応答があった。

(橋本理事) 事業変更の場合の申請に関して、内閣府が明確に回答しないのはどういう理由によるものか。

(太田理事長) 事業変更に関する内閣府のFAQは分かりづらく、硬直的であると当方から指摘しているが、満足できる回答がなかなか得られない。早い話が、明文化することに積極的ではない、個別事情を斟酌できる裁量を役所側で持ちたいということではないか。

#### (7) 公益認定取消の勧告(千葉県)

鈴木専務理事より、同県の公益認定等審議会から県知事に対し、公益法人の公益認定取消に係る勧告があった旨、報告があった。報告によると、取消には「必要的取消」と「任意取消」の2種類あるが、本件は前者に当たる。勧告書を読むと、件の公益法人は墓地経営を行う公益財団法人であり、社会的弱者のための霊苑運営を公益目的事業として認定を受けたものの、実際の募集は一般を対象としており、資金調達を指定する墓石業者から行うなど、申請内容と実態との乖離が大きい。行政庁は報告徴収、立入検査、改善勧告を行ったが法人には改善が見られず、今回の措置となったものである。特殊な業界による詐欺的な事案であり、特殊な色彩が濃いため一般的なケースではないが、公益法人が自ら公益認定取消を申請した事例を除き、認定取消勧告の対象となったのは全国初の事例である。ただし、行政庁が勧告を受けて認定取消を行ったか否かは、本日現在は確認できていない。同報告について次の質疑応答があった。

(橋本理事) この法人は、不当な利得を得ていたのか。

(太田理事長) 勧告書によれば、移行認定申請書では特定の墓石業者だけに墓石の建立をさせるものでなかったが、実態は11の業者に限定していた。また、墓石業者からお金を借りていること、優先する社会的弱者として障がい者や被差別部落者等を掲げていたが、その痕跡は全く見られなかったことが記載されている。

(橋本理事) 刑事罰は課されるのか。

(太田理事長) 今のところは、それは生じないように思われる。

#### (8) 中国関係国際会議等

鈴木専務理事より、今秋に集中している中国での国際会議等への出席について報告があった。報告によると、国際会議等とは9月中・下旬、太田理事長が招待され深センの会場で「日本における公益信託」及び「収益事業及び資産運用に関する法規制」につき講演を行った「第4回中国チャリティ・フェア」、10月上旬に無錫での開催に鈴木専務理事及び調査部員が出席する予定の「東アジア市民社会フォーラム」、同中旬に南京で愛徳基金が開催する、高齢化社会問題に関する国際カンファレンスへの調査部員出席の3件、とのことであった。

#### (9) 日本NPOセンターとの共同調査(第2弾)

鈴木専務理事より、非営利法人格選択に関する共同実態調査について報告があった。報告によると、同調査は法人設立の際の法人格選択に係る第1弾調査に続くもので、法人格選択と認定選択の関係、行政庁、中間支援組織、企業、助成財団等における認識などを把握するための継続調査であり、調査結果をもとに2つの法人制度のより良いあり方について政策提言を行い、その普及啓発に取り組む予定である。実施期間は、本年10月～来年9月の1年間である。以上であった。

#### (10) 27年度財務及び会員の状況

金沢専務理事より、本年度上期の状況として新規入会が増えていること、また、財務面では経常増減額が前年同期比でプラス 2,900 万円と好転しており、事業収益の改善にはセミナー事業、特にマイナンバー関連の特別セミナー収益が寄与している旨、報告があった。

(11) 26 年度決算過誤に係る処分

太田理事長より、本件の処分に関しては7月上旬、理事長が 10%、金沢専務理事が 5% の役員報酬を 1 ヶ月間返上した他、総務課長を訓戒処分に付し、会計業務委託先に対しては厳重注意を促す文書を送付した旨の報告があった。また、別途監事会を開催、意見を聴取したとのことであった。

(12) 27 年度上期 内部管理の状況

鈴木専務理事より、前出の決算過誤事案を除くと、上期においてコンプライアンス面で問題は生じなかった旨の報告があった。

(13) その他報告

① 休眠預金の動向

太田理事長より、休眠預金については関係議連が動いたものの今通常国会に提出されず、次の国会に提出される可能性を残していること、また、当協会としては内閣府からのヒアリング等外部からアプローチがあるので、引き続き努力したい旨報告があった。

② 新制度下の運営及び寄附等に関する WEB アンケート結果

太田理事長より、定点観測として本年 7～8 月に行った同アンケートについて報告があった。報告によると、公益法人に移行して後悔している法人は 5% で、社団法人が財団法人より多い。また、移行後に困惑していることとしては、収支相償、定期提出書類、事業報告・計算書類、変更認定等であるが、公益法人においては収支相償がダントツである。困惑の比率は内閣府に比べ、都道府県の方がかなり高い。地方では公益法人のうち 17% が、他の法人格を選びたいと回答している。寄附金に対する関心は、東日本大震災に対する支援が一段落した後は減少する傾向にある、等々であった。

③ トップマネジメントセミナーの開催

太田理事長より、毎年 7 月に開催している同セミナーを、本年はセルフマネジメントにおいて求められる事項を主題として、11 月 10 日(火)、神奈川県葉山町にて開催する旨、説明があった。

④ 次回理事会の開催

金沢専務理事より、次回理事会を 12 月 9 日(水)16 時より日本工業倶楽部で開催するが、同理事会では昨年同様、希望する評議員に議案の審議を傍聴していただき、報告事項では質疑に参加いただく形式で進める予定であること、その後は顧問を交えた恒例の懇親会を開く予定である旨、連絡があった。

以上をもって議案の審議等を終了したので17時10分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

平成27年10月23日

代表理事 太田 達男

代表理事 金沢 俊弘

監 事 谷村 啓

監 事 中田 ちず子

監 事 平川 純子

